

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

○ 肥料取締法施行細則の一部を改正する規則
 【規則】
 （県例規集登載）

農産課

【告示】

（県例規集登載）

○ 食品衛生責任者の養成講習会の認定

生活衛生課

○ 表示を要する普通肥料及びその表示事項

農産課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

”

【公告】

○ 国土調査の成果の認証

県民生活交通課

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧

”

○ 土地改良区役員の退任及び就任届

耕地課

○ 道路の位置の指定

建築指導課

【人事委員会】

○ 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
 （県例規集登載）

人事委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第五号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和二十五年岡山県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第七号」に、「当該肥料及び」を「肥料及び」に改める。

第六条中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第七号」に、「外部」を「外部（容器及び包装を用いないものにあつては、各荷口又は各個）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成26年2月25日 岡山県公報 第11562号

◎岡山県告示第八十三号

食品衛生法施行条例（平成十二年岡山県条例第三十七号）別表第一の第三の二に規定する食品衛生責任者の養成講習会を次のとおり認定した。

平成二十六年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 認定年月日

平成二十六年二月十四日

二 主催者の名称等

1 主催者の名称

一般社団法人岡山県食品衛生協会

2 主催者の所在地

岡山市中区古京町一丁目一番一七号

3 受講の申込受付場所

県内の各食品衛生協会

三 講習年月日及び開催場所

講習年月日	開催場所
平成二十六年四月十七日（木）	岡山市
平成二十六年四月二十二日（火）	津山市
平成二十六年五月十三日（火）	倉敷市
平成二十六年五月二十一日（水）	岡山市
平成二十六年六月二十日（金）	岡山市
平成二十六年七月四日（金）	倉敷市

平成26年2月25日 岡山県公報 第11562号

平成二十七年二月二十六日(木)	平成二十七年二月十八日(水)	平成二十七年一月二十二日(木)	平成二十七年一月九日(金)	平成二十六年十二月十八日(木)	平成二十六年十二月二日(火)	平成二十六年十一月十九日(水)	平成二十六年十一月五日(水)	平成二十六年十月十七日(金)	平成二十六年十月九日(木)	平成二十六年九月十七日(水)	平成二十六年九月五日(金)	平成二十六年八月二十六日(火)	平成二十六年八月二十日(水)	平成二十六年七月二十四日(木)
笠岡市	岡山市	岡山市	倉敷市	岡山市	津山市	岡山市	倉敷市	岡山市	高梁市	岡山市	倉敷市	津山市	岡山市	岡山市

平成26年2月25日 岡山県公報 第11562号

平成二十七年三月四日(水)	倉敷市
平成二十七年三月十日(火)	岡山市

四 講習内容及び時間数

- 1 公衆衛生学 一時間
- 2 衛生法規 二時間
- 3 食品衛生学 三時間

五 受講料

六千円

平成26年2月25日 岡山県公報 第11562号

◎岡山県告示第八十四号

肥料取締法施行細則（昭和二十五年岡山県規則第八十六号）第六条の規定により、表示を要する普通肥料及びその表示事項を次のように定める。

なお、昭和五十九年岡山県告示第五百十四号（表示を要する普通肥料及びその表示事項）は、廃止する。

平成二十六年二月二十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

知事の定める普通肥料	知事の定める表示事項
1 石灰窒素が原料として使用された普通肥料（原料が石灰窒素に限られたもの及び化学的操作を加えたものを除く。）	この肥料には、石灰窒素が入っていますから、施用後24時間以内は飲酒しないでください。
2 たばこくずが原料として使用された普通肥料	この肥料には、たばこくず（粉末）が入っていますから、桑園又はその付近において使用すると、桑の葉にニコチンが吸収されて、蚕に害を与えることがあります。
3 土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用された尿素、液状複合肥料又は家庭園芸用複合肥料	この肥料には、硝酸化成抑制材が入っていますから、葉面散布に使用しないでください。

<p>4 チオ硫酸アンモニウムが原料として使用された液状窒素肥料又は液状複合肥料</p>	<p>この肥料には、チオ硫酸アンモニウムが入っていますから、過剰施用に注意するとともに、施用後一週間以内は播種<small>は</small>しないでください。</p>
<p>5 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の（1）のア、イ又はウに規定するほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。）が原料として使用された普通肥料（6に掲げるものを除く。）</p>	<p>この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。</p>
<p>6 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料</p>	<p>この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。</p>

平成26年2月25日 岡山県公報 第11562号

◎岡山県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 湯原美甘線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
真庭市美甘字小田のそね四二六五番四地 先から	真庭市美甘字小田のそね四二五九番一地 先まで	新	一三・〇 二五・〇	九三・七
真庭市美甘字小田のそね四二六五番四地 先から	真庭市美甘字小田のそね四二五九番一地 先まで	旧	一一・六 二五・〇	九三・七

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久世中和線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

一 道路の種類 県道
 二 路線名 東茅部下福田線
 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市蒜山東茅部字茅部野七二番八七 七地先から ○地先まで	新	一一・〇〇 一四・〇〇	八二・〇〇
真庭市蒜山東茅部字茅部野七二番八七 七地先から 真庭市蒜山東茅部字茅部野七二番八二 ○地先まで	旧	九・四〇 一三・〇〇	八二・〇〇

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市蒜山下和字釜町一九三三番一地先 から 真庭市蒜山下和字丸山一九三九番二地先 まで	新	八・〇〇 二五・〇〇	一一七・〇〇
真庭市蒜山下和字釜町一九三三番一地先 から 真庭市蒜山下和字丸山一九三九番二地先 まで	旧	七・四〇 一八・〇〇	一一七・〇〇

平成26年2月25日 岡山県公報 第11562号

◎岡山県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	湯原美甘線	真庭市美甘字小田のそね四二六五番四地先から 真庭市美甘字小田のそね四二五九番一地先まで	平成二十六年二月二十五日
	久世中和線	真庭市蒜山下和字釜町一九三三番一地先から 真庭市蒜山下和字丸山一九三九番二地先まで	
	東茅部下福田線	真庭市蒜山東茅部字茅部野七一二番八七七地先から 真庭市蒜山東茅部字茅部野七一二番八二〇地先まで	

〔七六〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十六年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市	調査を行った者の名称
平成二十三年八月	調査を行った期間
平成二十五年十一月	
新見市 地籍図及び 地籍簿	成果の名称
神郷油野の 一部	調査を行った地域
平成二十六年二月十七日	認証年月日

〔七七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ニシナフードバスケット玉野長尾店

所在地 玉野市長尾字荒馬六一番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社平成興業

住所 倉敷市水島高砂町五番一号

代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）四十六台（駐輪場第一スーパー棟西側 来客用台数）

三十台（駐輪場第二テナント棟西側 来客用台数）

二箇所（駐輪場二箇所合計七十六台）

（変更後）十九台（駐輪場第一スーパー棟西側 来客用台数）

十九台（駐輪場第二テナント棟西側 来客用台数）

十九台（駐輪場第三スーパー棟西側 来客用台数）

十九台（駐輪場第四テナント棟西側 来客用台数）

四箇所（駐輪場四箇所合計七十六台）

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）十一・四立方メートル（第一A棟北東側）

五・八立方メートル（第二B棟北側）

二箇所（二箇所合計十七・二立方メートル）

（変更後）六・七立方メートル（第一・一A棟西側）

七・四立方メートル（第一・二A棟西側）

五・八立方メートル（第二B棟北側）

三箇所（三箇所合計十九・九立方メートル）

4 変更年月日

平成二十六年二月十三日

二 届出年月日

平成二十六年二月十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年二月二十五日から同年六月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び玉野市産業振興部商工観光課

〔七八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ケーズデンキ浅口店
所在地 浅口市鴨方町六条院中一三三一番一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 ダイワロイアル株式会社
住所 東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号
代表者の氏名 代表取締役 原田 健
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社ビッグ・エス
住所 香川県高松市多肥上町一三一〇番地
代表者の氏名 代表取締役社長 大坂 尚登
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十六年十月一日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千四十四平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 八十四台
 - (2) 駐輪場の収容台数 四十台
 - (3) 荷さばき施設の面積 三十一・五平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 九・六三立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後九時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

二 届出年月日

平成二十六年一月三十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年二月二十五日から同年六月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び浅口市産業建設部産業振興課

平成26年2月25日 岡山県公報 第11562号

〔七九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

平成二十六年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		住所	理事別
退任役員	就任役員	氏名	氏名		
円城土地改良区					
		山本 克己	山本 克己	吉備中央町円城一〇四二	理事
		小倉 孝男		案田三三一一一	
		小林 進		〃 九五二	
		赤木 邦彦	赤木 邦彦	上田西一〇六六	
		清原 敬介	清原 敬介	〃 一二七四	
		杭田 幸治		上田東一七二	
		伊賀 克芳		円城一一八六一	
		檜崎 優		上田西一七〇五	
		沼本 一義		円城八三一一	
		柏原 明人		上田東一一三九	
		高島 茂		〃 一五一七	
		草地 忠彦		〃 二三五	
		國只 誠		上田西二三一七十七	
		荒谷 勉		円城二九一	
		植田 清美		上田東一八六八	
		大月 健司		上田西五八九	
	草地 博			円城五七	
	小林 豊			上田西五一三一五	
	景山 博文	景山 博文		上田東三五七	
	沼本 宣甫			円城二一五	監事
	檜崎 利雄	檜崎 利雄		上田西一七九八	

平成26年2月25日 岡山県公報 第11562号

能勢 恭行	森本 八郎	山本 光明	大月 誠治	草地 保久	霍沢江津伍	合田 博樹	片山 友孝	杉本 将	合田 康和	藤井 知之	平 裕輔	小倉 基延	綱嶋 浩道	柳原富美男	山本 修巳	山本 修巳	山本 猛	山本 猛
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
上田西六〇六	〃 一一五五	〃 一八七〇	〃 九三一一	上田東二四〇	〃 七五八	円城八〇五	上田西四四五	〃 二八〇	円城七三三	上田西一六六八	上田東一三七〇	〃 三二四一一	案田一八四	円城六三〇	案田四三〇	上田東一四六六		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	理事	〃	〃	〃		

平成26年2月25日 岡山県公報 第11562号

〔八〇〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号 指 定 年 月 日	岡山県指令備中局 建第九一四号 平成二十六年二月 十四日
道 路 の 位 置	浅口郡里庄町大字里見字山中一四七 五番三、一四七四番二、一四七三番 三、一四七〇番四、一四七九番二、 一四六七番一〇、一四八〇番二、一 四八一番一
道路の幅員 (メートル)	六・〇五
道路の延長 (メートル)	〇 一一五・一

平成26年2月25日 岡山県公報 第11562号

◎岡山県人事委員会規則第一号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年岡山県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の各号」を削り、同項第三号中「条例第十条の二の」を「同条の」に改める。

第三条中「の各号」を削り、同条第一号中「臨床研修（第六条）」を「臨床研修（第六条第一項）」に、「実地修練（第六条）」を「実地修練（同項）」に改める。

第五条中「、五年」を「、十年」に改める。

第六条第一項中「それぞれ採用の日又は第四条」を「それぞれ採用の日又は同条」に、「採用の日又は第四条」を「採用の日又は同条」に改める。

別表第二中

円
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000

を

円
30,000
27,000
24,000
21,000
18,000
15,000
12,000
9,000
6,000
3,000

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。